

広島県建築物防災週間(令和3年度上期)の取組結果について

1 要旨・目的

- (1) 建築物防災週間は、広く一般の方々を対象に、建築物に関連する防災意識の普及や防災関係法令・制度の周知を図り、建築物の防災対策の推進を目的とした強化期間として、全国的に年2回実施している。
- (2) 県及び各特定行政庁では、「令和3年度上期（令和3年8月30日～9月5日）」の期間中に、既存建築物に対する適正な維持保全の指導等を実施した（なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を考慮して、例年実施している防災査察は中止した。）。今回、取組結果を取りまとめたので報告する。

2 現状・背景

—

3 概要

(1) 実施主体

県、広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、三次市、東広島市、廿日市市
(建築確認事務等を行っている県及び8特定行政庁（県は、8市以外の市町を管轄）)

(2) 実施期間（日時）

令和3年8月30日（月）から令和3年9月5日（日）まで

(3) 場所

広島県全域

(4) 実施内容

ア 建築物防災相談窓口の開設

各建設事務所建築課内、広島市各区役所建築課内、広島市以外の各特定行政庁建築指導主管課内に建築物防災相談窓口を開設し、建築物の防災についての各種相談を受けた。

イ 既存建築物に対する適正な維持保全の指導

これまで調査及び指導を継続している「外壁材及び広告板の落下防止対策」について、調査未報告や未是正の所有者等に対し文書等による271件の督促等、必要な指導を行った。

ウ 県民に対する広報活動の実施

県民の防災意識を高めるため、懸垂幕・ポスターの掲示、パンフレットの配布、広報誌・ホームページへの掲載などによる広報活動を行った。

4 その他（今後の県の対応について）

引き続き「広島県建築安全安心マネジメント協議会」で取りまとめた、「既存建築物の安全性確保に向けた広島県統一の行動計画」に基づいて、県内の各特定行政庁や消防部局等と連携し、建築物の防災対策の推進に努める。